

岩手県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 八幡平市松川鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成26年岩手県告示第735号）による変更後の西根町松川鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 花巻温泉鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成16年岩手県告示第767号）による更新後の花巻温泉鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 湯田ダム鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成26年岩手県告示第735号）による変更後の湯田ダム鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 西和賀町湯本鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成26年岩手県告示第735号）による変更後の湯田町湯本鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 奥州市江刺松長根鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成26年岩手県告示第734号）による変更後の江刺市松長根鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 一関市蘭梅山鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成26年岩手県告示第734号）による変更後の一関市蘭梅山鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 平泉町平泉鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（平成26年岩手県告示第734号）による変更後の平泉町平泉鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 大槌町赤浜鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成16年岩手県告示第767号）による更新後の大槌町赤浜鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 宮古市追切鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成16年岩手県告示第767号）による更新後の宮古市追切鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

- 10(1) 名称 宮古市田老保養基地鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成26年岩手県告示第735号)による変更後の田老町保養基地鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 11(1) 名称 岩泉町櫃取鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成26年岩手県告示第735号)による変更後の岩泉町櫃取鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 12(1) 名称 岩泉町見内川鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成16年岩手県告示第767号)による更新後の岩泉町見内川鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 13(1) 名称 久慈市山形町山形鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成26年岩手県告示第735号)による変更後の山形村山形鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 14(1) 名称 軽米町軽米鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新(平成16年岩手県告示第767号)による更新後の軽米町軽米鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。